

- 1 財務会計の機能と制度
- 2 財務会計の基礎概念
- 3 「企業会計原則」の一般原則等
- 4 財務諸表の表示
- 5 損益会計
- 6 資産会計総論
- 7 棚卸資産
- 8 固定資産
- 9 リース会計
- 10 繰延資産

11 研究開発費等

総論

研究開発費に係る会計処理

ソフトウェア製作費に係る会計処理

- 12 負債会計
- 13 純資産－総論
- 14 純資産－自己株式
- 15 純資産－その他の資本剰余金

読み方、理解の仕方のポイント

☆☆研究開発費の表示について ①P113

通常一般管理費、当期製造費用もOKという点がまず大事。
あと、材料費だろうが減価償却費だろうが、一括して「研究開発費」として表示するのだ、という点も大事。

ソフトウェア制作費全体像

☆☆分類 ①P114				☆☆☆☆会計処理方法 ①P115-116		☆☆☆☆資産計上等 ①P116-117	
ソフトウェア 制作費	研究開発目的			研究開発費として費用処理		－	－
	研究開発 目的以外	販売目的	受注制作	請負工事に類似→工事契約基準等に従う		棚卸資産(仕掛品)	－
			市場販売目的	①P115参照		無形固定資産	①P117参照
		自社利用		将来PLへプラス影響→資産計上 Not→発生時費用処理		無形固定資産	定額法

市場販売目的のソフトウェア制作費 ①P115

このページの図は計算でも見たと思います。
ソフトウェア(無形資産)として計上するか否かは、将来の収益獲得に貢献する、言い換えると、
将来の売上をさらに増加させる効果を持つかどうかで規定されていることを確認。

☆☆★(社内)開発費の取扱い ①P118

開発費を資産計上すべき否かは、将来の収益獲得が確実であるか否かに基づいて判断すべきところ、
日本基準：「確実」なんて言えるわけないの一点張り→全て費用処理
IFRS：いやいや「確実」といえるものもあるはず→条件を満たせば資産計上
という風に立場が違う。

メモ欄

概念セット数

2

「研究開発基準」は、～企業結合により被取得企業から受け入れた資産についても適用しない」①P112 て、結局何をさせたいのか

設例 計算テキスト⑧P18の例題を修正。

条件： A社とB社は合併した(存続会社及び取得企業はA社)

合併比率は0.5であり、A社及びB社の発行済株式数は、それぞれ200株及び100株であった。

合併期日におけるA社の株価は@1,200円

合併期日におけるB社の土地の時価は22,000円

B社における仕掛研究開発(B社貸借対照表価額ゼロ、合理的な評価額8,000円)は、その受入れが合併の目的の一つであり、かつ金額的重要性が高いので、識別可能資産として取り扱う。

増加すべき払込資本は全額資本金とする。

税効果会計は無視する。

合併期日の前日におけるB社の貸借対照表は以下のとおりである。

B/S			
諸資産	35,000	諸負債	10,000
土地	10,000	資本金	20,000
		資本剰	6,000
		利益剰	9,000

A社における合併仕訳を考える。

まず取得原価、つまりA社はB社をいくらで買ったのかを算定します。

本問の場合、合併の対価(B社の買主であるA社が、B社の売主であるB社株主に対して支払ったもの)は、A社株式50株なので、取得原価はA株式時価1,200×50株＝60,000円と算定されます。

そして、B社の貸借対照表をA社のB/Sに取り込むにあたり、B社の「識別可能な」資産や負債に、取得原価60,000円をその時の時価で配分し、差額をのれんとします。

その結果、合併仕訳は以下の通りです

諸資産	35,000	諸負債	10,000
土地	22,000	資本金	60,000
仕掛研開	8,000		
のれん	5,000		

→この仕掛研究開発8,000を資産計上することが、させたいこと！

実は、以前の研究開発費基準に従うと、この仕掛研究開発8,000は、この合併仕訳を入れた際に全額費用計上することとされていました。

→仕掛研究開発は、要するにやりかけの研究開発なのだから、B社を買ったA社の研究開発費の一部であると考えられていました。

しかし、冒頭記載のこの規定により、上記の仕訳の通り、この仕掛研究開発の受入れが企業結合の目的の一つでありかつ金額的重要性が高い場合、仕掛研究開発を費用計上ではなく資産として計上することとされました。

IFRSやUS-GAAPと同様の会計処理に合わせるための変更です。

なお、細かい話ですが、このように資産計上された仕掛研究開発がいつから償却開始となるかということ、その研究開発が完了してから、ということになっています(結合分離指針367-3)。